

2020年1月31日

神奈川県教育長 殿  
" スポーツ課長 殿  
神奈川県立スポーツセンター所長 殿

新日本スポーツ連盟神奈川県連盟  
理事長 藤本 貴

県立スポーツセンター再整備後利用における  
新日本スポーツ連盟への差別的な対応の撤回要求

いつもたいへんお世話になります。また、日頃の県行政に敬意を表します。

さて、県立スポーツセンターが整備されこの4月から利用が開始されますが、それに先立って優先利用団体の説明会が昨年9月19日に行われました。しかし、新日本スポーツ連盟にその案内(通知)はなく、後になって体育センターに問い合わせたところ、「案内は出していない。ホームページで確認してほしい」とのことでした。

その前の段階で2020年度に向けた対県要求(スポーツ分野)を提出していますが、その中の要求・質問の で(県立体育センターの優先利用に関して)「県の優先団体への通知・利用申込・利用調整等はいつ、どのような形で行われるのでしょうか」と聞いているのです。この要求書は7月~8月には県当局に届いている文書です。にもかかわらず上記のような対応だったということです。

問題の根本は、新日本スポーツ連盟を「スポーツ団体」として扱わないということとそこから派生する差別的扱いです。具体的には、新日本スポーツ連盟を「スポーツ団体」の枠から外すことによって、「案内通知をしない」(前述)「利用料の減免対象から除外する」(いままであった5分の1減免が受けられない)ということです。この「スポーツ団体」として扱わないということ(「公共的団体」という表現をしています)は、スポーツ基本法と神奈川県スポーツ振興条例に反しています。( 1 )

したがって、今回の新日本スポーツ連盟に対する差別的扱いは、納得できません。県が撤回するよう以下のことを要求します。

- 1、スポーツ基本法及び神奈川県スポーツ振興条例に則り、新日本スポーツ連盟をスポーツ団体と認め、その枠に正しく位置付けること。
- 2、新日本スポーツ連盟をいままでどおり、利用料減免対象とすること。
- 3、説明会等会議案内は、すべての優先利用団体に郵便・メールで行なうこと。

( 1 )スポーツ基本法の基本理念 第2条の2項に 前略 スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう) と定義されている。神奈川県スポーツ振興条例(定義)第2条(2)にもまったく同じ定義がされています。